

伊勢原市いじめ防止基本方針

平成26年 9月

(改定 平成30年 2月)

伊勢原市

伊勢原市教育委員会

はじめに

伊勢原市では、これまで、次世代を担う子ども・若者の育成を支援するために、いじめの問題に対しても様々な取組を推進してきました。

今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめの問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかったインターネット上のいじめ等、新たな課題も生じてきました。そうした中で、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の視点から、さらなる施策の推進や、学校と保護者、市民で一体となった取組が必要になっています。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行されました。法第12条では地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されています。

また、同年10月に文部科学省が「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を策定し、平成26年4月には神奈川県が「神奈川県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定しました。

これらを受け、伊勢原市では、本市の子どもをめぐる様々な状況を踏まえ、行政、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子どもの健全育成に努めるとともに、伊勢原市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、『伊勢原市いじめ防止基本方針』（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

伊勢原市立の各小中学校（以下「学校」という。）では、市の基本方針及び学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という。）に基づき、保護者や地域住民、関係機関・団体等と考え方を共有し、いじめの防止等の取組を効果的に進めていくことが望まれます。

目次

第1章	基本的な考え方	
1	いじめの定義	1
2	いじめに対する基本認識	1
3	いじめ対策の基本理念	2
	(1)いじめの未然防止	
	(2)いじめの早期発見	
	(3)いじめの早期解決	
4	伊勢原市いじめ防止基本方針策定の目的	3
第2章	伊勢原市の施策	
1	いじめの未然防止	4
2	いじめの早期発見	5
3	いじめの早期解決	5
4	家庭・地域住民・関係機関との連携	6
第3章	学校の取組	
1	学校いじめ防止基本方針の策定	7
	(1)学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2)学校における組織づくり	
2	いじめの未然防止	8
3	いじめの早期発見	8
4	いじめの早期解決	9
5	家庭・地域住民・関係機関との連携	10
第4章	重大事態への対処	
1	いじめの重大事態	11
	(1)重大事態の意味	
	(2)伊勢原市いじめ問題専門調査会の設置	
2	学校及び教育委員会、市による対処	12
	(1)重大事態発生後の対応	
	(2)事実関係を明確にするための調査	
	(3)いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供	
	(4)教育委員会と市長との協議・調整	
	(5)調査結果等の報告	
	(6)調査結果の公表	
	(7)調査結果を踏まえた措置等	

第1章 基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされている。

また、国の基本方針では、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。」と補足されている。

伊勢原市では、法の定義や国・県の基本方針に基づき、学校の内外を問わず、児童生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえ、対応する。

なお、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも「いじめ」という言葉を使わず指導することも必要である。

【参考】 具体的ないじめの態様（国の基本方針より）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめに対する基本認識

人は、社会の中で様々なタイプの人と関わり、協力しながら物事を創り上げ、成し遂げていく。そして学校は、児童生徒が将来社会に巣立つ前に、多くの人と関わる中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見しながら、社会性を育てていく大切な場である。

その過程では、児童生徒同士の間関係上の問題も多く発生する。その中で児童生徒は、はじめて出会う人とどのように言葉を交わしていくか、気の合わない人ともどのように折り合いをつけていくかなど、多くを学んでいく必要がある。そして教職員や保護者、地域の大人たちには、その学びを適切に指導・支援していく責務がある。

つまり、児童生徒同士の問題は、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうるものであり、問題を見逃さずに対応することで、児童生徒の社会性や規範意識等を育む一つの機会とすべきものである。

学校が、互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、児童生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび児童生

徒の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童生徒の居場所としての機能を失い、いじめを長引かせる要因ともなりかねない。児童生徒にとって、長引くいじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめの長期化を防ぐには、いじめを加害・被害という二者の問題としてだけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性等）として捉え、集団全体でいじめを許容しない雰囲気形成することが必要である。

◆ いじめに対する基本認識

- 児童生徒の人権を著しく侵害する絶対に許されない行為
- 児童生徒同士が豊かな人間関係をつくる過程で、どの学校でも、どの児童生徒にも、起こり得るもの
- 当事者だけでなく、周囲の児童生徒も含めた所属集団の構造上の問題
- 大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいもの

3 いじめ対策の基本理念

いじめを防止するには、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、児童生徒と大人がともに当事者意識をもって、学校・家庭・関係機関をはじめ、広く地域社会全体で、次の3つの観点から取り組む必要がある。

(1) いじめの未然防止

- 道徳教育や人権教育を通じて、児童生徒に「いのちを大切にすること」や「他者を思いやる気持ち」を育む。
- 児童生徒一人ひとりが、他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な言葉や態度、行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努める。
- 児童生徒がいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組むことのできる機会を設ける。
- 児童生徒が抱えている人格形成の問題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力とその基となる性格形成等を様々な場面で育む。
- どの児童生徒もいじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに加担しないよう指導に努めるとともに、いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう日頃から働きかける。

(2) いじめの早期発見

- 児童生徒の表情や態度のささいな変化に気づくことができるよう日頃から児童生徒の見守りや声かけ等に努めるとともに、いじめのおそれがあると思われる場合は、速やかに学校、関係機関等に相談または連絡する。
- 学校が行うアンケート調査や行政が行う相談窓口等、児童生徒が困った時に、また周囲の児童生徒でも、相談しやすい仕組みやいじめに対する声をあげやすい環

境、雰囲気づくりに努める。

- いじめに対する声をあげやすい環境、雰囲気づくりのために「いじめ」という言葉を使わずにアンケート調査を実施する場合もある。

(3) いじめの早期解決

- いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。その上で、いじめの行為に至った背景や要因を把握し、保護者や関係機関等と連携し、その児童生徒がいじめを繰り返さず、有意義に生活するための支援を行う。
- いじめの当事者だけでなく、すべての児童生徒に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう伝える中で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導する。
- 学校は、管理職、学級担任、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター等の教職員がチームで組織的に対応するとともに、保護者や関係機関、関係者と連携・協力し、早期解決及び再発の防止に努める。
- いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行うことで、再発の防止に努める。

4 伊勢原市いじめ防止基本方針策定の目的

市の基本方針は、上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めている。これにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

第2章 伊勢原市の施策

市は、本基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。

また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるとともに、国・県の施策・事業を有効に活用することで、対策の効果的な推進を図る。

さらに、伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法の施行状況等を勘案して市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。加えて教育委員会は、学校の基本方針について策定状況を確認し、公表する。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号）第2条に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 いじめの未然防止

- 教育委員会は、学校において次のような取組が推進されるよう、必要な指導助言、研修、支援等に努める。
 - ・ 道徳教育や人権教育を通じて、児童生徒に「いのちを大切にすること」や「他者を思いやる気持ち」を育むこと。
 - ・ 授業や特別活動、児童生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活とすること。
 - ・ 授業等を通じて、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な言葉や態度、行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等を育成すること。
 - ・ 特別活動等を通じて、児童生徒がいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組むことのできる機会を設けること。
 - ・ 地域交流や職場体験学習、ボランティア活動等を通じて、様々な人々との関わりの中で社会性や豊かな人間性を育むこと。
 - ・ 情報モラル教育等を通じて、インターネットを使って行われるいじめの防止を図ること。
- 教職員が児童生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。
- 教育委員会は県教育委員会等と連携し、児童生徒が主体的に行ういじめの防止に資する活動を推進する。
- 教育委員会は、児童生徒及び保護者並びに教職員に対して、いじめの防止に関して理解を深めるための啓発活動や研修を推進するとともに、教職員に対し校内での研修を実施するよう促す。
- 市は、大人がいじめとは何かを認識し、社会全体でいじめから子どもを守る意識を共有できるよう、次の機関・団体等との連携を進めるとともに、いじめの防止に

関して理解を深めるための啓発活動を実施する。

社会教育委員会議 人権擁護委員会 子ども会育成会連絡協議会 P T A連絡協議会 青少年指導員連絡協議会 青少年相談室補導員連絡協議会 自治会連合会 民生委員児童委員協議会 児童コミュニティクラブ運営委員会 障がい者とくらしを考える協議会 学校警察連絡協議会 等

2 いじめの早期発見

- 教育委員会は、学校において次のような取組が推進されるよう、必要な指導助言、研修、支援等に努める。
 - ・ 児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止め、併せて保護者の相談にも対応する教育相談体制を整備し、適切に機能させること。
 - ・ 教職員と児童生徒との間で信頼に満ちた人間関係を築くよう努めること。
 - ・ 児童生徒の人間関係が見える機会を捉え、児童生徒の表情やしぐさに注意を払い、ささいな変化を見逃さないなど、積極的な児童生徒理解に取り組むこと。
 - ・ 児童生徒の生活実態について、アンケート調査や教育相談等により、きめ細かい把握に努めること。
 - ・ 児童生徒の日頃の行動や態度、友人関係で気になる変化等について、頻繁に教職員間で情報共有すること。
 - ・ 外部の専門機関の相談窓口について、周知や広報を徹底すること。
- 教育委員会及び市は、児童生徒や保護者、教職員、地域住民がいじめに係る相談や連絡を行うことができるよう教育相談体制の充実に努めるとともに、相談窓口の周知徹底を図る。

3 いじめの早期解決

- 学校からいじめの報告を受けた教育委員会は、学校が適切な措置を講ずるよう指導助言を行うとともに、必要に応じて指導主事等を派遣し、学校の対応を支援する。
- 教育委員会は、法第14条第3項に基づき、必要に応じて外部の専門家^{（へい）}を招聘し、事案の早期解決に向けた学校の支援を行う。
- 教育委員会は、必要に応じて県教育委員会に要請し、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどから編成される「学校緊急支援チーム」の派遣による、事案の早期解決に向けた学校の支援を行う。
- 教育委員会は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校が警察等の専門機関と連携して取り組むことができるよう指導助言や連絡調整等の支援に努める。
- 教育委員会は、当該の児童生徒が抱える課題に応じて、学校が児童相談所等の福祉機関や医療の専門機関等と連携して取り組むことができるよう指導助言や連絡調整等の支援に努める。

4 家庭・地域住民・関係機関との連携

- 市は、大人がいじめとは何かを認識し、社会全体でいじめから子どもを守る意識を共有できるよう、次の機関・団体等との連携を進めるとともに、いじめの防止に関して理解を深めるための啓発活動を実施する。（再掲）

社会教育委員会議 人権擁護委員会 子ども会育成会連絡協議会 P T A連絡協議会 青少年指導員連絡協議会 青少年相談室補導員連絡協議会 自治会連合会 民生委員児童委員協議会 児童コミュニティークラブ運営委員会 障がい者とくらしを考える協議会 学校警察連絡協議会 等

- 教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、「伊勢原市いじめ防止等連絡協議会」を設置し、関係機関・団体等がいじめ防止等に関する連絡調整や情報共有、協議を行うことで、いじめ防止等に係る取組の改善・充実を図る。

第3章 学校の取組

学校では、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

さらに、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が事案を抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第13条に基づき、学校は、国・県・市の基本方針を参酌し、いじめ防止等の基本方針、取組内容等を学校の基本方針として定める。
- 学校は、学校の基本方針についてホームページや学校便り等で公開するなど、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当たるとともに、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- 学校は、より実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて学校の基本方針の見直しを図る。

(2) 学校における組織づくり

- 学校は、児童生徒指導部会等、既存の組織を活用し、複数の教職員やスクールカウンセラー等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。また、学校長は、必要に応じて本委員会に外部からの委員を加える。
- 「学校いじめ防止対策委員会」の役割は次のとおりである。
 - ・ 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
 - ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

- ・ 取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックやいじめの対処についての検証、基本方針の見直しの際に中核となる役割 等

2 いじめの未然防止

- 道徳教育や人権教育を通じて、児童生徒に「いのちを大切にすること」や「他者を思いやる気持ち」を育むこと。
- 地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性・社会性を育むこと。
- 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めること。
- 児童会・生徒会の活動等を通して、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会を設けるよう努めること。
- 教職員は、日頃からいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成を努めること。
- 教職員は指導に際して、自らの言動が児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払うこと。
- 体罰については、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図ること。
- インターネットによるいじめを防止するため、情報モラル教育を推進すること。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めること。

3 いじめの早期発見

- いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るという認識を持ち、日頃から児童生徒の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童生徒との信頼関係の構築等に努めること。
- 児童生徒の人間関係が見える機会を捉え、児童生徒の表情やしぐさに注意を払い、ささいな変化を見逃さないなど、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めるとともに、児童生徒の日頃の行動や態度、友人関係で気になる変化等について、頻繁に教職員間で情報共有すること。
- 児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止め、併せて保護者の相談にも対応する教育相談体制を整備（スクールカウンセラーの活用、いじめ相談窓口等）し、適切に機能させるとともに、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えること。

- いじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めること。

4 いじめの早期解決

- 児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、および児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、直ちに学校いじめ防止対策委員会を緊急開催し、情報を共有するとともに、チームで組織的に対応すること。
また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を教育委員会に報告すること。
- 事実の有無の確認を行う際には、関係児童生徒、教職員や保護者をはじめ、多方面からの丁寧な情報収集を、適切な方法により速やかに行い、正確な事実の把握に努めること。
また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いには十分に注意を払うこと。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、当該児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行うこと。
- いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うこと。
また、当該児童生徒の家庭環境や人間関係のストレス等、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営むことができるように助言や支援を行うこと。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行うこと。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察等の専門機関と連携して取り組むこと。
- 当該の児童生徒が抱える課題に応じて、児童相談所等の福祉機関や医療の専門機関等と連携して取り組むこと。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断とすることはできない。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて

行われるものを含む。)が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者が新たないじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 家庭・地域住民・関係機関との連携

- 児童生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめを行っていると思われる様子があるときに相談や通報をすることができる窓口を設置し、日頃から保護者や地域住民に広く周知するよう努めること。
- 家庭でのささいな変化を見逃さないようにするため、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めること。
- 学校や家庭での児童生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めること。
- インターネットによるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒やその保護者に対し、携帯電話教室や講演会の設定等必要な情報提供・啓発活動を行うこと。
- いじめを受けた児童生徒や、いじめを行った児童生徒の立ち直りを支援するため、警察や児童相談所、医療や福祉等の専門機関、自治会や民生委員児童委員等の協力を得るよう、日頃から連携を図ること。
- 学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し解決するために、保護者や地域住民への必要な情報提供に努めること。
- 地域で児童生徒を見守る人の輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の関係団体、施設や事業所、NPO等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努めること。

第4章 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

- いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適正に対応する。

(1) 重大事態の意味

- 法第28条では、いじめの重大事態を次のように定めている。
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ここで言う「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、学校は、欠席日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

- 学校は、この考え方にに基づき、当該のいじめが重大事態かどうかを判断する。ただし、学校は、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあった際には、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態の疑いがあると捉え、迅速かつ適切に対応する必要がある。その後、学校及び報告を受けた教育委員会は、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、対応等に当たる。

(2) 伊勢原市いじめ問題専門調査会の設置

- 教育委員会は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うとともに、再発防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として、条例により、「伊勢原市いじめ問題専門調査会（以下、「調査会」という。）」を設置する。
- 調査会は、弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、調査の公平性・中立性を確保する。
- 教育委員会は、いじめの重大事態の発生後速やかに、当該の保護者の意向を踏まえた上で、調査会を招集し、調査を諮問する。

2 学校及び教育委員会、市による対処

(1) 重大事態発生後の対応

- 学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。
- 学校は、学校いじめ防止対策委員会を活用するとともに教育委員会と連携し、次のような緊急対応を行う。
 - ・ 応急処置等
 - ・ 当該及び関係の児童生徒への聴き取り等
 - ・ 家庭訪問による当該保護者への説明等
 - ・ 児童生徒への心のケア等
 - ・ 警察、医療機関等との連携等
 - ・ 保護者会の実施による保護者等への説明等
 - ・ 報道対応等
 - ・ 学校教育活動の平常化
- 教育委員会は、指導主事やスクールカウンセラー等を当該学校に派遣し、上記の緊急対応を支援するとともに、必要に応じて県教育委員会の緊急支援を要請する。

(2) 事実関係を明確にするための調査

【調査の目的】

- 本調査は、発生した重大事態に対処するとともに、本市における再発の防止に資するために行うものである。
- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、速やかに、可能な限り網羅的に明確にすることであり、因果関係の特定を急ぐべきものではない。

【調査の実施主体】

- 学校または教育委員会は、重大事態と思われる案件について、調査を実施する。
 - ア 学校が調査主体となる場合
 - 学校が行う重大事態の調査は、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施する。
教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導助言や人的措置も含めた支援を行う。
 - イ 教育委員会が調査主体となる場合
 - 重大事態の調査については、次の考え方により、学校に代わり調査会が主体となって実施する。
 - ・ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成された調査会が主体となることで、調査の公平性・中立性を確保するため
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるため

- 学校及び教育委員会は、いじめの重大事態の発生後速やかに、当該の保護者の意向を踏まえた上で、調査会を招集し、調査を諮問する。
- 学校及び教育委員会は、調査会の指示に基づき必要な調査活動を行う。

【調査の方法】

- 当該の児童生徒からの聴き取りや、在籍児童生徒及び教職員に対する聴き取り、質問紙調査などが考えられる。この際、当該の児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを最優先とした調査実施とする。
また、当該の児童生徒の保護者の要望・意見も十分に聴き取る必要がある。
- いじめがその要因として疑われる児童生徒の自殺の調査については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行うことが必要である。
なお、調査の在り方については、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月文部科学省）、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂）」（平成26年7月文部科学省）に基づく。

(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

- 教育委員会は、調査会による調査について、調査員の人選も含め、当該の保護者の意向を十分踏まえるとともに、当該の児童生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行う。
- 情報提供を行うに当たっては、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、当該の児童生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の児童生徒や保護者に説明する。

(4) 教育委員会と市長との協議・調整

- 教育委員会は、重大事態への対処状況や調査会による調査経過について、適時・適切に市長に報告するとともに、「伊勢原市総合教育会議」の活用等により市長と十分に協議・調整を行う。
- 教育委員会と市長との協議・調整には、必要に応じて調査会の調査員を加えることができる。

(5) 調査結果等の報告

- 調査会は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 調査会の報告を受けた教育委員会は、調査結果を当該児童生徒及び保護者に提供するとともに、市長に報告する。
なお、その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添え、市長に報告する。

- 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合、伊勢原市いじめ問題再調査会を設けて調査を行う等の方法により、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。
- 市長は、重大事態の再調査の結果について、市議会に報告する。

(6) 調査結果の公表

- 学校又は教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととする。

(7) 調査結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、調査及び再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を行う。